

再意見書

平成22年11月12日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だひょうとりしまりやくしやちよう やまだ りゆうじ
代表取締役社長 山田 隆持

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2010年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話番号：

メールアドレス：

(別紙)

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2010 年度)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

再意見提出者:NTTドコモ

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|----------------|--|--|
| 社団法人テレコムサービス協会 | <p>P1、2</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2)第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証</p> <p>・第二種指定電気通信設備を設置する事業者の指定要件 第二種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2第2項及び第3項に規定されているとおりであり、現在のところ、これら規定に基づき適切に運用されていると考えます。</p> <p>しかしながら、実質的に上位 3 事業者(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社)による移動通信市場寡占化が継続し、また、ソフトバンクモバイル株式会社の市場シェアが上昇し(平成 21 年 7 月 18.6%⇒平成 22 年 7 月 19.3%)、実質的に株式会社ウィルコムも同社が傘下に治める状況となっていることから、上位 3 事業者による寡占状態は進行しているところです(株式会社ウィルコムを含めた上位 3 事業者の市場占有率は 97.5%(平成 22 年 7 月現在))。この寡占化の進展が新規参入事業者の参入や成長を阻害し、市場の健全な拡大を阻害していることは明白であることから、施行規則第 23 条の基準を見直して、ソフトバンクモバイル株式会社も第二種指定電気通信設備を設置する事業者として認定することを要望します。当該意見は過去の意見募集においても提起されているところですが、その後の上位事</p> | <p>・欧州においては、すべての携帯電話事業者がSMP指定されており非対称規制とはなっていないことや、有限希少な周波数の割当てを受けているという携帯電話特有の事情、更には、第二種指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえ、全携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に指定すべきと考えます。</p> |

| 意見提出者 | 該当部分 | 再意見 |
|-------|--|--|
| | <p>業者による実質的な市場寡占化拡大傾向も鑑み、再度の御検討をお願いする次第です。</p> <p>P3、4 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2)第二種指定電気通信設備に関する検証 イ 指定の対象に関する検証 ・アンバンドル化すべき機能について</p> <p>(略)</p> <p>上記の例は、自ら複雑な網・装置構成を導入し、それを障壁としてアンバンドル化や接続の実質的拒否事由としているとも思える手法です。同様のことは、「アンバンドル化することを注視すべき機能」についても言えます。例えば、パケット着信機能は、M2M通信を行うときに重要な機能ですが、当該機能をレイヤ3接続のみに対応させ、レイヤ2接続では即座に実現できない構成にしている第二種指定事業者が存在します。一般的に開発期間は1年以上を要するため、開発による時間差を利用障壁として活用することが可能です。</p> <p>そこで、「注視すべき機能」についても、第二種指定電気通信事業者ごとの開発期間と開発に要する費用を総務省殿が調査し、公表することを要望します。</p> <p>(略)</p> <p>また、注視すべき機能として、(レイヤ2接続でもレイヤ3接続でも利用可能な)パケット着信機能とIMEI通知機能を追加することを要望します。後者は、端末による通信能力等を接続事業者が把握するために重要です。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当社の開発期間や開発費の算定方法については、認可約款である NTT 東西と同一条件であり、当社においても接続約款として既に公表しているものです。 ・また、開発期間については当社内のサービス開発等と何ら区別することなく対応しており、意図的に遅延させる等の行為は行っておりません。むしろ、接続事業者からの早期に実現したいとの要望により、場合によっては開発完了を待たず運用対処等により、提供の準備が十分に整わない段階で提供を行っているのが実態です。 ・そもそもアンバンドル化とは、網の基本機能として接続料で回収しているものを個別に切り出して提供することであり、パケット着信機能や IMEI 通知機能のような、元々、網に備わっていない機能はアンバンドル化要望ではなく、新たな開発要望と位置付けられるべきものです。 ・なお、IMEI 通知機能については、接続事業者からの要望を受け、接続約款に則り、対応を行っているところです。 ・パケット着信機能は HLR(サービス制御局)と直収パケット交換機との間で通信を行うことにより可能となる機能です。網の構成上、HLRと直収パケット交換機の双方が同一の網内に存在するレイヤ3接続において提供可能な機能であり、恣意的にレイヤ3接続のみに対応させている訳ではありません。 |

| | | |
|----------------------|--|--|
| | <p>P5</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>・接続料の適正性の検証</p> <p>事業法第30条第3項第3号は、「他の電気通信事業者(以下中略)に対し、その業務について不当に規律をし、又は干渉すること」を禁止しています。一方、事業法第34条第3項第4号は接続料の水準を規定し、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」は、より具体的に、接続料原価の算定プロセスや原価として算入すべきコストや利潤等を記載しています。然るに、当該ガイドラインにおいても、接続料算定式(特定された原価から接続料をどのように導出するか)については記載されておらず、接続約款に記載されている接続料が適正であるか否かを検証するしくみが全く明らかにされていません。このことにより、第二種指定電気通信事業者が、事業法第34条第3項第4号が規定する接続料水準より高い接続料を接続事業者に課し、相対的に自己にとって有利な取引を行い、「他の電気通信事業者の業務について不当に規律している」可能性を否定できません。第二種指定電気通信事業者がどのような算定式を用いて接続料を算定したのか、特に、設備の処理能力(容量)に基づく接続料であるべきレイヤ3接続機能とレイヤ2接続機能について、その接続料算定プロセス(特に算定式)をすべて公開するとともに、総務省殿においても再度検証していただくことを強く要望します。</p> | <p>・本件については、昨年の情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討において整理が図られ、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において、事業者は定められた様式により「総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当」とされ、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」とされているところです。</p> <p>・当社は、当該ガイドラインに則り、適正に対応していく所存ですが、総務省殿においては、二種指定事業者以外の事業者を含め、提出された算定根拠に基づき接続料の適正性について検証を行い、事業者間の接続料格差の適正化を図っていただきたい。</p> |
| <p>株式会社ケイ・オプティコム</p> | <p>P2</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>2. 家電量販店等を通じた営業活動について</p> <p>家電量販店等でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTT</p> | <p>・ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。</p> <p>・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされており。</p> <p>そのようななか、フレッツでの地デジ対策として、NTTグループが資本参加する事業者が提供する映像サービス(フレッツ・テレビ、ひかりTV)も同様に取扱われる等、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していくものと想定されます。</p> <p>結果的に、家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものと考えます。</p> <p>また、NTT各社サービスの一体的な販売活動が拡大することは、情報通信市場全体の競争環境に深刻な影響を及ぼすことから、一概に家電量販店等の経営判断によるものと結論づけることなく、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、検証することが必要であると考えます。</p> | <p>報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> |
| <p>P3 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1)検証の対象 2. NTTグループにおけるID連携について 本年5月から、NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ等により「NTT IDログインサービス」「NTTネット決済」が提供開始されました。</p> <p>このような取組みは、NTTグループ各社が培った顧客基盤を梃子にNTTグループの一体化を志向するものであり、また固定通信市場・移動体通信市場双方における市場支配力を強化するとともに、当該支配力をコンテンツ等の上位レイヤ市場に</p> | <p>・当社がNTT ID ログインサービスに提供している当社のIDを利用して認証を行う仕組みや、NTT ネット決済に提供する料金回収代行サービス等は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>拡大しようとするものであります。</p> <p>特に、あわせて約7,000万近い利用者を持つNTTコミュニケーションズ・NTTドコモのID連携は、顧客やコンテンツ等の囲い込みに繋がるものであることから、排他性の有無について十分検証いただくことが必要と考えます。</p> <p>また、NTTグループの一体的活動は、NTT再編時の趣旨に反するため、その是非についても検証いただくことを要望いたします。</p> | |
| <p>ソフトバンク BB株式会社 ソフトバンク テレコム株式会社 ソフトバンク モバイル株式会社</p> | <p>P10</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 ドコモショップにおけるBフレッツ販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共は過年度の本制度の意見において、一部のドコモショップにおけるNTT東西殿のフレッツサービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等による値引きの実態について指摘しておりますが、依然として、このような状況が継続しています。 ・ この点について、総務省殿は、2009年度の本制度の運用に関する意見及びその考え方において、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとの考え方を示していますが、これは実態に即したものになっていないと考えます。 ・ ドコモショップについては、専ら株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿の製品、サービスを取り扱う店舗である実態、及び多くのユーザの認識を考慮しても、ドコモショップに、NTTグループ以外の事業者のサービス契約を目的に訪問するユーザは想定できず、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられません。このような状況を踏まえると、ドコモショップはNTTドコモ殿の一部とみなすべきであり、代 | <ul style="list-style-type: none"> ・ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。 ・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。 |

理店が運営する店舗での行為であるとしても、実質的な排他性が十分に存在するものと考えます。

- ・ 従って、総務省殿は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、ドコモショップにおけるNTTグループ他社商品の取り扱いを禁止する措置や、少なくとも、NTTドコモ殿における顧客情報を用いてのNTTグループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォールの確保、及びNTTグループ商品同士を組み合わせるのセット割引の禁止措置を早急に実施すべきと考えます。

P12

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(3) 禁止行為に関する検証

OCNの優先的取扱い

- ・ 弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT東西殿のBフレッツ販売時にOCNのみを取り扱っている事例や、NTT東西殿のフレッツサービスとNTTドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が依然として行われています。
- ・ これら事案が、NTT東西殿・NTTドコモ殿・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿の主張するように、代理店の判断によるものか、実態を調査すべきと考えます。
- ・ 仮に代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせる割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかなです。総務省殿においては、十分な検証を行わずNTT西日本殿の情報漏洩問題を引き起こしたというこれまでの検証の甘さを認識の

| | | |
|--|--|---|
| | <p>上、より踏み込んだ検証を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT再編に関する基本方針におけるNTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨に鑑み、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT東西殿・NTTドコモ殿は、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。上記対応を行わないのであれば、市場における問題の放置に他ならず、総務省殿として信頼を再び勝ち得ることはできないものと考えます。 | |
| <p>P13</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 NTTファイナンス殿を介した優先的取扱い < NTTグループカードによるセット割引 ></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT持株殿傘下 (NTT持株殿91.1%所有) の、NTTファイナンス株式会社 (以下、「NTTファイナンス」という。) 殿が提供する「おまとめキャッシュバック」サービスについて、共同ガイドラインで禁止されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当する恐れがあることを過年度の弊社共の意見で指摘しているところです。 ・ 同サービスの対象であるNTTグループ外の企業は、大手ISP2社 (NECビッグロープ株式会社殿及びニフティ株式会社殿) に過ぎず、昨年度の時点から当該サービスの対象企業に変化はなく、実質的な一部の電気通信事業者に対する優先的取扱いが解消されたとはいえません。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社からNTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行っておらず、あくまでNTTファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提供を行っているものと認識しております。 |

| | | |
|---|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・このような状況を黙認することは、NTTグループ企業とフレッツサービス提携企業により、NTTグループの市場シェアを利用した割引サービスを実質的に認めるものであり、NTTグループ殿の独占性を推進することに他なりません。総務省殿においては、禁止行為規制の本来の趣旨や、共同ガイドラインに規定する「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」の禁止を厳格に運用する観点から、関連会社を通じた実質的なセット割引を認めるべきではなく、即時に「おまとめキャッシュバック」のサービス提供を禁止する等の措置を講じるとともに、NTT持株殿の子会社・関連会社に対し、NTTグループ商品のセット割引に相当する行為全てを禁止する措置を講じることが必要と考えます。 | |
| <p>P15</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>特定関係事業者制度の形骸化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・特定関係事業者の範囲を検討するに当たり、総務省殿は昨年度、以下のような考え方を示しています。 「一昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点においては、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない。」 ・ここ2、3年における営業部門の統合やNTTファイナンス殿による一括請求等、NTTグループ会社間の連携が加速度的に進展している環境変化が、NTT再編の趣旨の形骸化につながることは明らかであり、「一昨年度の検証結果を変更する | <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、特定関係事業者の指定に相当する「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」（平成4年4月）や電気通信事業法による禁止行為規制を遵守していることから、特定関係事業者への指定等を導入する必要はないと考えます。 |

| | | |
|----------|---|--|
| | <p>特段の事情」に十分値するものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従って、総務省殿においては、業務の連携等を図るグループ会社等が増大している点も踏まえて、NTT ドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT データ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社や NTT ファイナンス殿等といった非電気通信事業者に対しても特定関係事業者の指定の範囲を拡大すべきと考えます。 | |
| | <p>P17 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1)検証の対象 NTTグループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT持株殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿、NTTデータ殿等のNTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。 加えて、こうしたグループ会社間の人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、タスクフォースの議論において NTT グループの持株会社体制自体を見直すべきと考えます。 | <ul style="list-style-type: none"> 役員の選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。 さらに、役員の人異動に際し、退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。 |
| KDDI株式会社 | <p>P5、6 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証 ■NTT東・西/NTTドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使(NTT IDログインサービス、NTTネット決済等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 当社が NTT ID ログインサービスに提供している当社の ID を利用して認証を行う仕組みや、NTT ネット決済に提供する料金回収代行サービス等は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ（NTTコム、NTTレゾナント）と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。</p> <p>さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があることから、抜本的に解決するには、持株会社体制を廃止するしかないと考えます。</p> | |
| <p>P6 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>■NTTファイナンスによるNTTグループカードにおけるグループ各社の優先的取扱い</p> | <p>NTT持株の傘下にあるNTTファイナンスが、NTTドコモや公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西と、NTTグループ各社との実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があるため公正競争上問題であると考えます。また、形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、結果的に排他的になっているといえます。</p> | <p>・当社からNTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行っており、あくまでNTTファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提供を行っているものと認識しております。</p> |
| <p>P7 3 その他</p> <p>■(財)日本電信電話ユーザ協会、(財)日本公衆電話会(PCOM)</p> <p>公益法人である日本電信電話ユーザ協会、日本公衆電話会</p> | | <p>・本件については、「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っている」等の電気通信事業法上の規定に抵触するものではなく、NTTグループ会社間の内部相互補助等も行っておりません。</p> <p>・なお、法人向けの料金割引については、本件に限らず個別案</p> |

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| | <p>は共に、事実上、公社時代からの顧客基盤をそのまま継承し、NTT再編前の経営形態のまま運営されています。(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTTグループのOBが本部の役員に就任し、現役のNTT東・西、NTTドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等になっているなど、実質的にNTTグループ傘下であり、全都道府県支部の拠点は、NTT東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置され、会員に対してNTTグループ各社の商品・サービスについて割引等を行っています。これは、私企業の利益のために存在しているわけではない公益法人を介した事実上の一体営業であり、禁止行為に反する行為といえます。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲をグループ傘下の団体等まで拡大する必要があると考えます。</p> | <p>件ごとに提供条件等を勘案し、相対契約によりその提供を行っているものです。</p> |
| <p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p> | <p>P3 ■NTTグループドミナンスの公正競争要件の見直しについて (略) 特定関係事業者制度の見直し</p> <p>上記と同様の理由から、NTT東西殿の実質的な業務を行う県域等子会社を特定関係事業者の対象として追加する必要があると考えます。また、固定とモバイルの融合が見込まれる中、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿間の一体的な事業運営による市場支配力の濫用を抑制する必要があるため、NTTドコモ殿についても特定関係事業者を追加することが適切と考えます。</p> | <p>・当社は、特定関係事業者の指定に相当する「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」(平成4年4月)や電気通信事業法による禁止行為規制を遵守していることから、特定関係事業者への指定等を導入する必要はないと考えます。</p> |

P6、7

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

■ 第二種指定通信設備制度に対しての継続的な検証・見直しの必要性

第二種指定制度については、国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなったモバイルサービスの現状を受けて、昨年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書(2009年10月総務省)の検討にて、制度設立以来はじめての検証が行われ、その結果、現行制度では補いきれなかった接続料算定の基本的な考え方等を示した「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定されました。他方、導入が予定されていた接続会計制度は廃案となりましたが、同報告書において期待された接続料算定の適正化及び透明性向上への効果・役割を十分に果たすためにも、あらためて同制度の導入が期待される所です。また更なる公平かつ公正な競争環境を整えるため、同ガイドラインの運用状況を定期的に検証することや、スタックテストや接続約款の認可制等の追加施策の検討が行われていく必要があると考えます。

他方、第二種指定制度自体の見直し自体については、見送りされています。上述の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」や「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」及び「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」等の第二種指定制度への補足的な位置づけの措置が今までも行われてきたことを踏まえれば、現在の第二種指定制度自体が有効に機能しているかは疑問であると考えます。そのため第二種指定制度自体の見直しの検討は今後も行われていく必要があり、その際には、光の道構想において

・本件については、昨年の情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討において整理が図られたところであり、当社は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に則り、適正に対応していく所存です。

・なお、欧州においては、すべての携帯電話事業者がSMP指定されており非対称規制とはなっていないことや、有限希少な周波数の割当てを受けているという携帯電話特有の事情、更には、第二種指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえ、全携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に指定すべきと考えます。

| | | |
|------------------------------|--|--|
| | <p>も提起された、第二種指定制度の規制根拠でもある市場支配力に着目した制度の在り方が検討される必要があると考えます。</p> <p>今後のブロードバンドサービスの更なる高速化等に伴う固定市場との融合や本年 9 月に認可された携帯端末向け新サービス「マルチメディア放送」等のコンテンツ配信市場等の周辺市場への影響力の拡大、そして現在のモバイル市場においてすでに 40%以上ものシェアを有する巨大なドミナント事業者の存在を考えれば、その市場支配力に応じた制度構築が検討されることは必然と考えます。具体的には、例えば、第二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値は現在 25%となっていますが、すでに 40%以上のシェアを有する事業者が存在することを踏まえ、シェア水準に応じて段階的に厳格な規制を適用するといった方法等が考えられ、また、規制内容としては、接続約款の認可制、会計分離やアンバンドル制度等のネットワークの開放義務等が考えられます。</p> | |
| <p>東日本電信 電話株式会 社</p> | <p>P16</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2)第二種指定電気通信設備に関する検証 【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>第二種指定電気通信設備制度については、以下の観点から特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p> <p>(1)携帯通信事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯通信事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること。</p> <p>(2)第一種指定電気通信設備である当社ひかり電話網が1,000万番号(東西計:2010年3月末)である一方で、携帯電話市場で見ればシェア 25%に満たないとして二種指定電気通</p> | <p>・欧州においては、すべての携帯電話事業者がSMP指定されており非対称規制とはなっていないことや、有限希少な周波数の割当てを受けているという携帯電話特有の事情、更には、第二種指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえ、全携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に指定すべきと考えます。</p> |

| | | |
|--------------------|--|--|
| | <p>信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル殿は2,300万番号(2010年3月末)を超えている等、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者からみると、その影響力は非常に大きくなっていること。</p> | |
| <p>西日本電信電話株式会社</p> | <p>P11</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話事業者殿は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、移動通信市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,300万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっています。 ・ したがって、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用可否を違えるべきでないと考えます。 <p>【「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の運用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(H21.10.16)を踏まえ、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定・公表がなされており、同ガイドラインでは、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところですが、これまで第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料が最も高止ま | <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州においては、すべての携帯電話事業者がSMP指定されており非対称規制とはなっていないことや、有限希少な周波数の割当てを受けているという携帯電話特有の事情、更には、第二種指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえ、全携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に指定すべきと考えます。 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>りしてきた等を踏まえれば、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">・また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との同答申の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。 | |
|--|---|--|

以上